

北の丸公園の利用の在り方に関する検討会
報告書

令和5年12月

北の丸公園の利用の在り方に関する検討会

< 目 次 >

1	北の丸公園の現状と課題	1
(1)	公園の現状	1
(2)	エリア別の課題	7
2	北の丸公園の利用の在り方	9
(1)	利用の方向等に関する検討経緯	9
(2)	森林公園の考え方	10
(3)	利用の基本方向	11
(4)	公園全体の利用の在り方	12
(5)	エリア別の利活用の方向	14
3	北の丸公園の利活用の考え方	16
(1)	利活用の活性化	16
(2)	施設の整備・配置	19
	北の丸公園の利用の在り方に関する検討会　開催要綱	22
	北の丸公園の利用の在り方に関する検討会　名簿	23
	北の丸公園の利用の在り方に関する検討会　検討経過	24



画像：地理院地図 Vector を加工して作成

1 北の丸公園の現状と課題

(1) 公園の現状

①北の丸公園の経緯

北の丸公園は、江戸時代に造成された江戸城北の丸が原型であり、この時、清水門、田安門、牛ヶ淵^{うしがふち}等の現在まで残る歴史資源もつくられた。

明治時代、現在の公園敷地に近衛師団の兵営地が置かれたが、終戦後に解体され、昭和22年(1947)、後に北の丸公園が編入する国民公園「皇居外苑」が一般開放された。

昭和32年(1957)、北の丸公園、皇居東御苑、日比谷公園等の皇居を囲む公園が「東京都市計画公園第1号中央公園」に指定された。

昭和39年(1964)以降、閣議了解において、日本武道館、科学技術館、国立公文書館、東京国立近代美術館、旧近衛師団指令部庁舎(現東京国立近代美術館分室)は公園内に設置することができるものとされた。以降、吉田茂元内閣総理大臣銅像、気象庁観測施設も含むものとされた。

昭和44年(1969)、「皇居並びにその周辺の景観と連繋を図る、清楚かつ品位ある樹木の多い公園」を基本的構想とし、北の丸公園が森林公園として開園した。

開園以降、昭和57年(1982)に、森林公園としての質的な充実を目指して植栽整備を中心とした再整備が行われ、現在は都心において貴重な緑地空間として、皇居からつながる樹林を形成している。

②自然環境・景観の現状

開園から50年以上経過し、現在、外周部では、クスノキ、マテバシイ等から成る常緑広葉樹林やソメイヨシノ、ヤマザクラ、サトザクラ等の千鳥ヶ淵周辺の桜が皇居から連続した緑地を形成している。内部は、カツラ、ケヤキ等から成る落葉広葉樹林や草地、池に、ヤマガラ等の鳥類や、トンボ類、チョウ類などの昆虫類等の多様な生物が生息している(図1)。

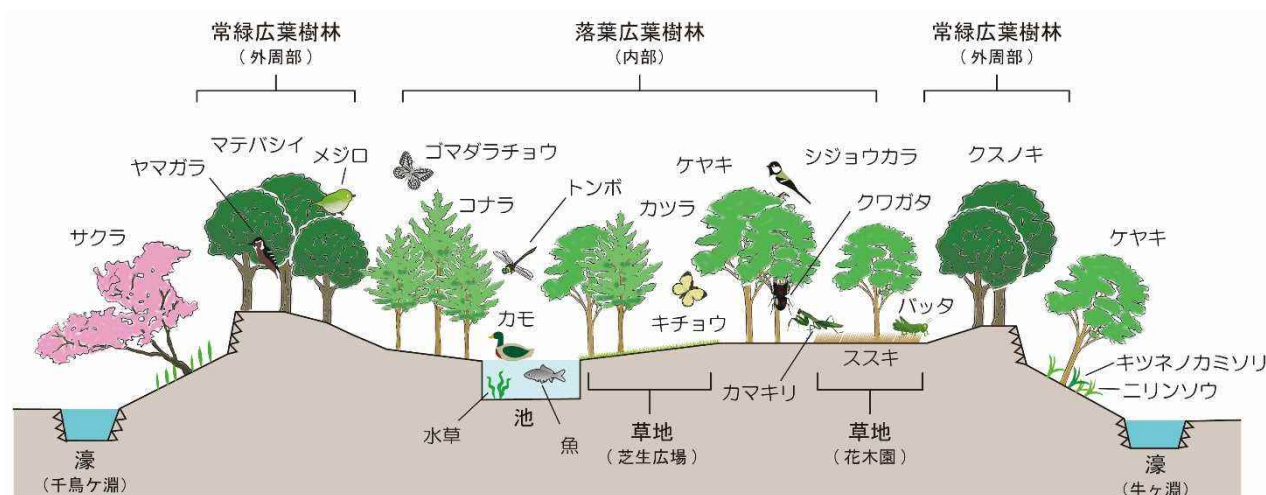


図1：北の丸公園の自然環境の現状 断面模式図 (イメージ)

現在、江戸城築城時から残る公園周辺を取り囲む濠と一体となった自然環境が形成されており、「千代田区緑の基本計画（令和3年(2021)、千代田区）」では、保全を図るべき緑の大骨格の一部と位置づけられ、「ちよだ生物多様性推進プラン（平成25年(2013)、千代田区）」では「より多くの人々が豊かな自然に親しむ場としての利用を目指す」ものとされている。

水質は、近代水道の普及が進む中、昭和40年（1965）、玉川上水からの流入が停止となり悪化した。アオコの発生などもみられるようになり、浄化施設を設置後、「皇居外苑濠水質改善計画（第2期、平成28年（2016）3月、皇居外苑管理事務所）」に基づき取組みが進められている。また、地域の関係機関により「ホタル保護のための牛ヶ淵^{うしがふち}地域ルール」（平成26年(2014)）が定められ、濠周囲においては人工照明に配慮がなされている。

また、景観は、公園の外と中でそれぞれ特徴が見られる。公園外では、皇居の森と一体となった樹林景観と、江戸城築城の歴史を現在に伝える濠、石垣、土塁や門等の遺構による歴史的景観が形成されている。公園西側の千鳥ヶ淵周辺では、約300本の桜による春の景観が形成されている。公園内には成長した樹林が形成され、草地や芝生、滝や池、流れなど、様々なタイプの緑地景観が分布している。流動的な大屋根を有する日本武道館は、公園を特徴づけるランドマークとなっている。

③施設等の現状

公園内の施設は、昭和44年（1969）の開園時やその後の再整備時に設置され、主に環境省が維持管理する基幹施設¹や、昭和39年（1964）以降の閣議了解において設置できるものとされた日本武道館等の文化施設²により構成されている。

基幹施設、文化施設の多くは建設後約50年を経過して老朽化し、利用者にとっては快適性や魅力発信が不足する要因にもなっている。文化施設については耐震対応も課題である。標識は多言語化等が追いつかず、外国人利用者に対応したものとなっていない。

文化施設は個々での運営が基本で、公園外の他の博物館・美術館や周辺地域との連携は必ずしも十分ではない。より多くの多様な利用者の興味を引き、関連施設・地域が一体となって利用者を増加させるような活動はあまり行われてこなかった。閣議了解や管理規則³、その他の慣習によって、公園への施設設置や利活用は抑制的に扱われてきており、多様なニーズに対応できていない。

また、公園内の歴史資源として、江戸時代や明治時代につくられた構造物、建造物がある。田安門、清水門は公園北部の入口として利用され、旧近衛師団司令部庁舎（現東京国立近代美術館分室）は公園南部の入口付近に位置しており、これらは国の重要文化財に指定されている。公園の外周部の濠と土塁部分は国の特別史跡（江戸城跡）に指定されている。

なお、北の丸公園は、地域において、地震発生直後の一時的な退避場所「区指定災害時退避場所」、及び「災害時のヘリコプター発着可能地点」に設定されており、非常災害時等、防災面の機能発揮が求められている。施設の整備等に際しては、災害対応等にも配慮が必要とされる。

1 公園の運営・維持管理を行うための基幹施設のうち、ここでは来園者が利用する休憩所・ベンチ・標識等の施設を指す。

2 閣議了解で公園内に設置できるものとされた日本武道館、科学技術館、国立公文書館、東京国立近代美術館及び同館分室（旧近衛師団司令部庁舎、旧工芸館）等を指す。

3 「国民公園、千鳥ヶ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地管理規則」（昭和34年厚生省令第13号）。

④利用の現状

利用者数は、平成25年度（2013）以降年間300万人程度である。令和元年度以降新型コロナウイルス感染拡大の影響で減少し、令和2年度（2020）には100万人を下回ったが、令和3年度（2021）以降は回復傾向となっている（図2）。

利用者の目的は、文化施設や当該施設におけるイベントが多く、千鳥ヶ淵等の桜や皇居東御苑・皇居乾通り一般公開等の紅葉の見物、散策等の利用があるものの北の丸公園の自然や歴史、文化、景観等は十分に利活用されていないのが現状である。

利用者の行動範囲は、特定の施設や一部の場所に限定されている傾向があり、北の丸公園とその周辺の魅力が十分に伝えられていない。

春の桜の開花期など特定の時期の混雑や、公園の周辺の動向や災害発生時の避難場所となること等を考慮することも不可欠である。

情報発信・広報活動については、北の丸休憩所の解説板に展示されているほか、公園の管理受託者である国民公園協会等によって、リーフレット・チラシ、ホームページ、解説展示等を用いて行われている。国民公園協会では、皇居外苑全体の多言語版散策アプリ（日本語・英語）を提供しているほか、ガイドボランティアによる北の丸公園を含む皇居周辺のガイドツアーも開催しており、北の丸公園では、歴史や自然を紹介するツアーを実施している（新型コロナウイルス感染拡大以降、休止していたが令和5年秋から再開）。

また、公園内では、千代田区が無料公衆無線LAN「CHIYODA Free Wi-Fi」を提供している。科学技術館（催事場、サイエンスホール、会議室を除く）、国立公文書館閲覧室、東京国立近代美術館ではフリーWi-Fiが提供されており、日本武道館では携帯キャリアのWi-Fiが使用可能である。

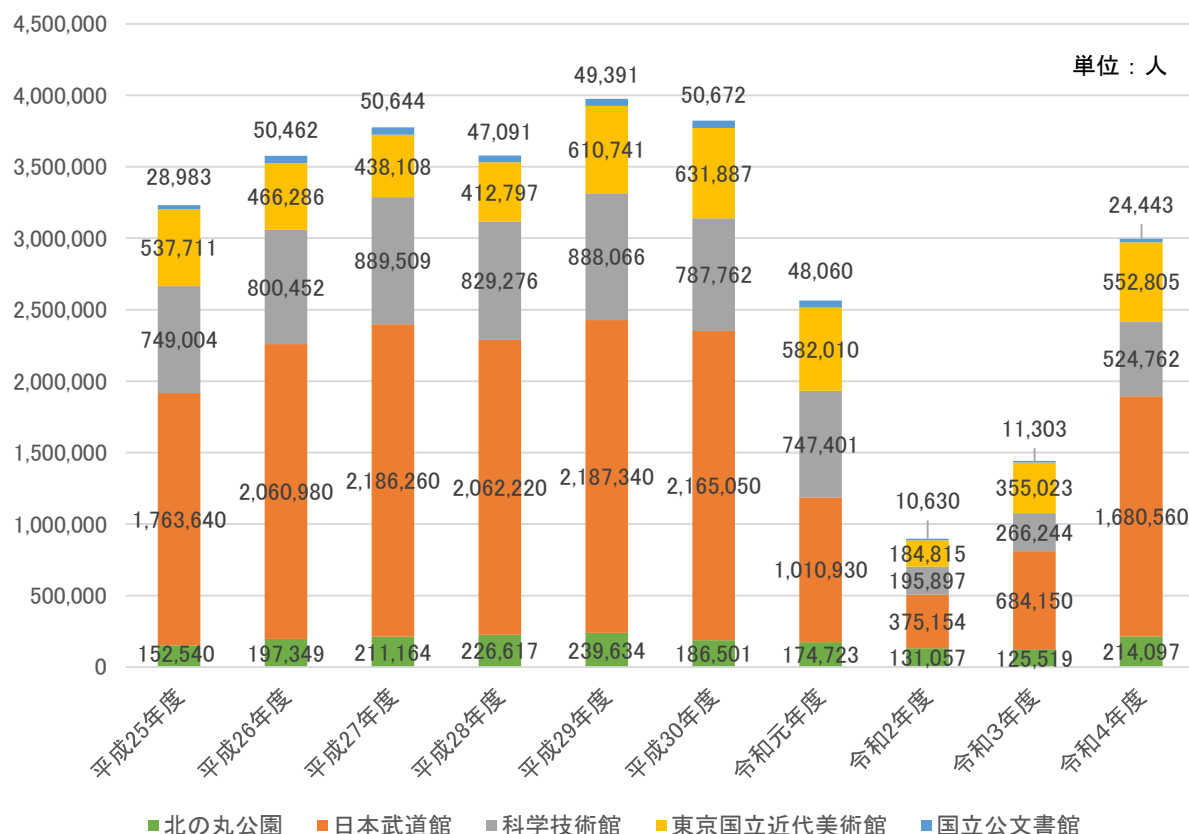


図2：北の丸公園の利用者数の推移

⑤公園のアクセスの現状

北の丸公園は、北側、東側、南側の3方面から入ることができ、北側（田安門）と東側（清水門）は重要文化財である門が入口となっている。

【北側・東側のアクセス】

公園北側の九段下駅や靖国神社方面からの利用者の入口は、田安門（北側）と清水門（東側）である。2つの門は公園の歴史を象徴する重要な文化財であり、清水門の門内には石段（雁木坂）が残っている。

北側からの徒歩利用者は九段下駅から田安門を経由して公園に入り、日本武道館へ至る利用者が最も多いが、公園内外の他のスポットへ誘導できていない。日本武道館付近を訪れている利用者を、公園中央部の樹林や清水門、さらに清水門外部の施設へ誘導するための情報提供を行う必要がある。

【南側のアクセス】

竹橋方面

公園東側の竹橋駅方面からの利用者は、北桔橋門北側交差点部の入口から園内に入る。

南東側の入口は、科学技術館等への来館目的の利用が多いことが考えられるが、利用者が公園内部に入った後、より多くの資源にふれるには、中央部の樹林や清水門、日本武道館等へ誘導する仕掛けが必要である。

公園入口までの導線となる代官町通り沿いには、東京国立近代美術館や国立公文書館、皇居東御苑の北桔橋門、皇居の乾門等があるが、これらの施設等の利用者を公園内まで誘導できていない。

北桔橋門北側交差点は車両によるメインエントランスであり、第3駐車場に向かう公園中央の車両動線となるほか、入口付近は高速道路が通過しているなど、歩行者にとって快適なエントランスではない。交差点の西側の角に園名表示があるものの、公園内の様子をイメージしづらい。北側、東側の田安門、清水門と比較すると魅力的要素に欠けており、公園の奥へ誘導するための改善が必要である。

半蔵門方面

公園西側の半蔵門駅方面からの利用者は、皇居の乾門北側の入口から園内に入る。入口付近には北白川宮親王銅像や重要文化財の旧近衛師団司令部庁舎（現東京国立近代美術館分室、旧工芸館）など近代の歴史資源がある。

千鳥ヶ淵の公園の外側にある緑道やボート場は、桜の開花期には多くの人で賑わうことから、利用者を公園内までへ誘導する仕掛けにより、賑わいを引き込むことも可能である。過密や混雑が見込まれる場合には、それらを招かないための工夫も必要となる。

【駐車場のアクセス】

北の丸公園内には、科学技術館南側（第1駐車場）、南東側の公園入口付近（第2駐車場）、日本武道館西側（第3駐車場）に普通車、大型車（団体バス等）の駐車可能な3つの駐車場が整備されている。

近年の駐車場の利用実態として、公園内の文化施設イベント開催時や花見の時期に限らず、日中の時間帯にほぼ満車となる混雑状況の日が年間で数十日発生している。この背景として、北の丸公園を含む皇居周辺には団体バスに対応可能な駐車場や規模が大きい駐車場が少ないことが

挙げられ（皇居外苑の楠木正成像前や鍛冶橋などに限られている）、公園利用者以外の、皇居の一般参観や皇居東御苑等の利用のための駐車スペースとしても貢献している。

3つの駐車場は北側と南東側の公園入口付近に位置しており、特に第3駐車場は普通車 300 台以上収容可能で園内で最も広い。ただし、駐車場への車両の進入路が公園中央に位置し、公園利用や景観への影響もある。

なお、現在は電気自動車用の充電施設が整備されていない。

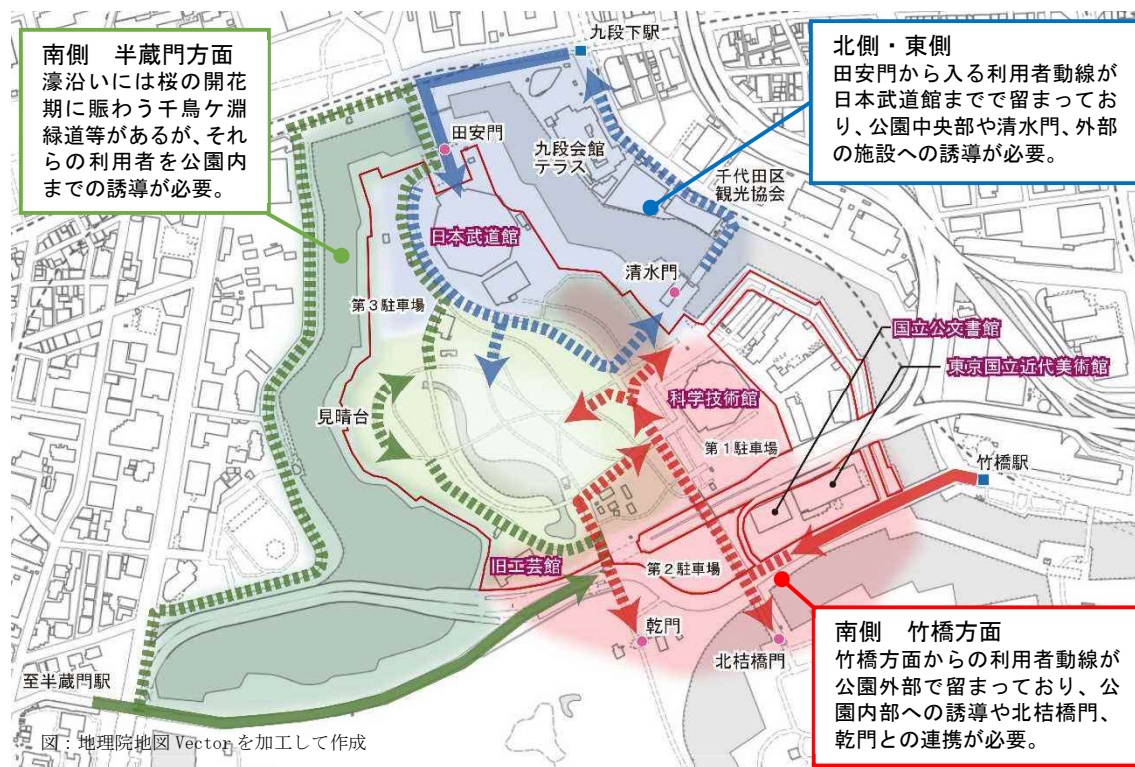


図 3：公園アクセスの現状と課題（歩行者）



図 4：公園アクセスの現状と課題（車両）

⑥周辺の状況

北の丸公園を含む皇居一帯は、首都東京の中心部において、濠水や緑に囲まれた憩いの場であるとともに、歴史や文化、芸術、学術にふれる場としての価値も高く、我が国を象徴する空間となっている。また、周辺には行政、立法、司法の中心地区や経済活動や歴史・文化の発信が活発な地区もある。

皇居外苑は、江戸時代には江戸城の一部で、大名の屋敷等が置かれていた場所であり、北の丸公園部分を含めた江戸城の濠、石垣、土塁や門等の遺構が所在する広い範囲が国の特別史跡「江戸城跡」に指定されている。また、九段下駅周辺には近代の功労者の銅像がある九段坂公園等の歴史や文化に関わる施設、その他、東京駅や丸の内地区等に博物館や美術館があるなど、歴史や文化、芸術に触れ、発信する施設が点在している。

北の丸公園を含む皇居外苑、皇居東御苑、日比谷公園、九段坂公園、千鳥ヶ淵戦没者墓苑、千鳥ヶ淵公園等は「東京都市計画公園第9・6・6号 中央公園」として計画決定されている（当初決定、昭和32年（1957）。最終変更、令和3年（2021））。

竹橋駅から東京駅周辺一帯の大手町・丸の内・有楽町地区（大丸有地区）は、現在、東京都の中心にある国際的なビジネス拠点という立地を活かし、業務・商業地としてだけでなく、来街者が集まる都市観光地としての魅力向上に向けて、大企業を中心とする民間主体と行政とが協調してまちづくりが進められている。

半蔵門から霞が関周辺にかけては、国会議事堂や首相官邸などが立地する永田町、各中央省庁の庁舎が所在し日本の首都機能を担っている霞が関、最高裁判所等、行政、立法及び司法の中心地区が広がっている。

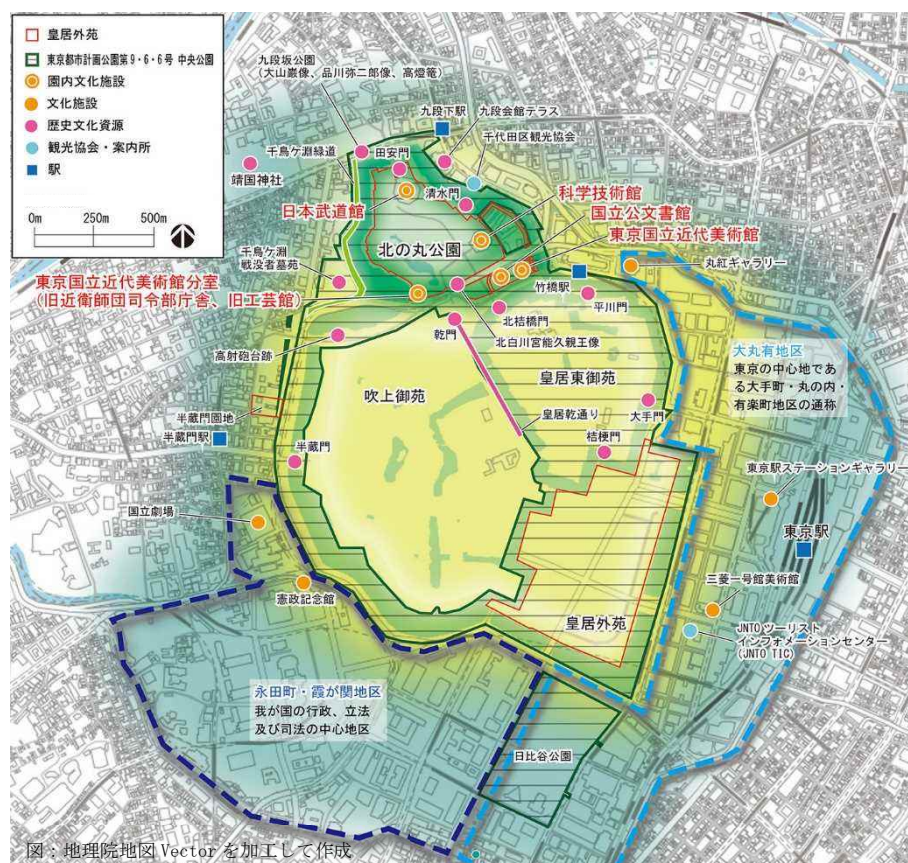


図5：周辺の状況

(2) エリア別の課題

北の丸公園は、分布している資源や考えられる公園利用によって4つのエリアに区分でき、エリア別に以下の課題が考えられる。

①中央部（中央林地）

北の丸公園開園時に創出された樹林、芝生地、池、溪流等の多様な緑地が展開し、休憩所等も整備された森林公園の公園利用の核心部であり、それらの緑地環境を保全し活用できるエリア。

- ・公園の中心にあり、良好な自然環境を有しながら、その魅力、意義などが十分に発信されてこなかった。
- ・施設改修等により利用環境を改善する中で、文化施設における展示や解説とタイアップし、公園の利活用を活性化する取組を展開することが求められる。
- ・公園内外の周辺と連続する緑地や多様な環境により形成される生物の生息環境は、生物多様性や気候変動への取組み、OECM⁴検討等の新たな要請への対応も考えられる。

②西部（千鳥ヶ淵）

皇居と連続する濠や石垣等の江戸城の遺構や樹林があり、北の丸公園の森林公園としての緑や歴史を印象づける公園外から望む景観上重要なエリアであるとともに、公園内においては、千鳥ヶ淵の水辺や桜の眺望が美しい場所として、その魅力を楽しむことができるエリア。

- ・繁茂している斜面の樹木の剪定、枯損木の除去、修景等が行われておらず、眺望が確保されていない。
- ・公園内の千鳥ヶ淵側の堤塘上の道や柵について、眺望を楽しむ利用者の安全性・利便性が十分に確保されていない。

③北部（九段下）

門や濠、石垣等の江戸城の遺構が残り、北の丸公園の歴史を象徴するエリアであり、日本武道館、九段坂公園等の様々な年代の「文化」に関わる施設が位置し、江戸時代以降の幅広い歴史や文化を発信できるエリア。

- ・清水門、田安門、牛ヶ淵等の江戸城築城以降の歴史資源に関する情報、魅力が十分に発信されていない。
- ・日本武道館への来訪者は、北の丸公園の利用の一定数を占め、当該エリアには既に一定の賑わいがある。公園内外も含め、休憩所や情報発信施設が充実していることから、公園内の他のエリアへの回遊・誘導が期待される。

4 保護地域以外の生物多様性保全に貢献している場所（Other Effective area-based Conservation Measures）。「民間の所有地等」を環境省が「自然共生サイト」として認定する制度が令和5年度（2023）から開始。「2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標（30by30）」に寄与する。

④南東部（代官町通）

文化施設（科学技術館、国立公文書館、東京国立近代美術館）が位置し施設の活動の活性化等により、首都東京から最先端の科学、文化、芸術等を国内外に発信できるエリア。

- ・文化施設（科学技術館、国立公文書館、東京国立近代美術館）はいずれも築後 50 年以上を経過し（東京国立近代美術館分室(旧工芸館)は 100 年以上経過）、建物の老朽化や耐震化への対応が求められている。展示の内容や機能等についても見直しを要する。
- ・公園北部とくらべると飲食可能な休憩所などが少なく、公園利用に関連する情報発信拠点なども少ない。
- ・皇居に近接しながら連携が十分ではない。代官町通りから北の丸公園への南側入口がエントランスとして認知しづらく、皇居東御苑や皇居乾通り一般公開からの来訪者に北の丸公園もあわせて利用してもらうための誘導、仕掛けが必要。
- ・近年、周辺では外国人観光客が増える中、特に東京駅方面から濠沿いに北上する大きな流れがあり、当該エリアはこの流れを引き込める可能性がある。文化施設も配置され、大丸有地区など商業地域と近接していながら人材、リソースの活用などの連携が十分でない。両地域の魅力の相乗効果を発揮するための連携を模索することが望ましい。

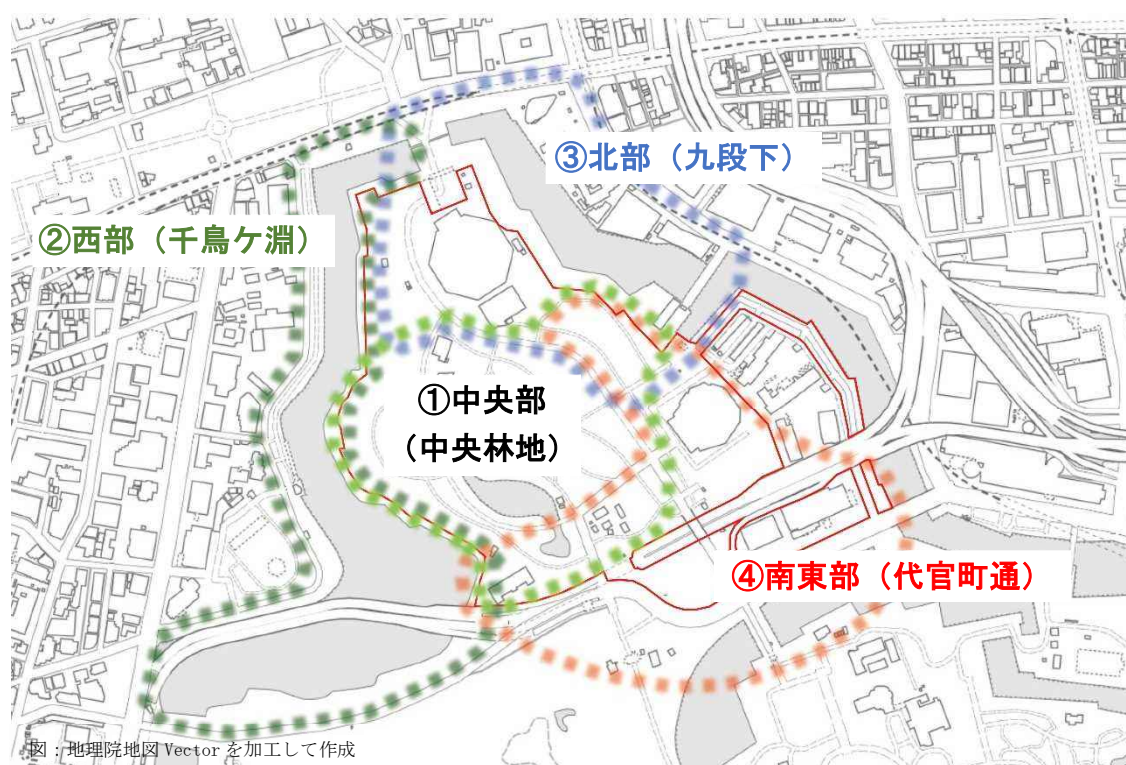


図 6：北の丸公園のエリア区分

2 北の丸公園の利用の在り方

(1) 利用の方向等に関する検討経緯

皇居外苑は、「旧皇室苑地の運営に関する閣議決定（昭和 22 年(1947)12 月 27 日）に基づき、平和的文化国家の象徴として「慰楽、保健、教養等国民福祉のため」確保し、戦前の皇室苑地であった宮城外苑を公開するものとされた。

「皇居外苑の使用許可に関する閣議了解」（昭和 27 年(1952)3 月 11 日）においては、「皇居外苑の性格」として、「その特殊の性格にふさわしい美観と静穏とを保ちうる方法により広く国民一般の休息、散策、観光に供する」ものと規定された。

さらに「北の丸公園」については、「皇居周辺北の丸地区の整備に関する閣議決定」（昭和 38 年(1963)5 月 21 日）において、皇居外苑の一部に含め、森林公園として整備するものとされた。

当初の北の丸公園の基本的構想においては、「皇居並びにその周辺の景観と連繋を図り、清楚かつ品位ある樹木の多い公園とする」ことを目指していたものとされていた。

その後、昭和 57 年（1982）10 月、「皇居外苑北の丸公園植栽整備計画」が策定され、開園の原点に立ち返る大規模な植栽整備が行われた。

この背景としては、各種施設の建設要望があったことや運動公園的な利用がなされていたことから、昭和 50 年代には森林公園にふさわしい在り方とはいいい難い状況であったことがあげられていた。

参考：「皇居外苑北の丸公園植栽整備計画」（抜粋、昭和 57 年(1982)）

〈基本方針〉

- ・ 皇居、皇居外苑、千鳥ヶ淵等皇居を中心とした周辺緑地との一体性、連続性のある森林を育成する。
- ・ 清楚でかつ品位を保ちつつ、明るく親しみやすい空間を創出する。
- ・ 自然に触れ、自然に学び、静かに憩うことのできる場を確保する。
- ・ 蝶やトンボが舞い、野鳥のさえずる自然性豊かな環境を創造する。

〈整備方針〉

- ・ 外周部は皇居と同様の照葉樹林とし、利用の中心となる中央部は、武蔵野の二次林の形成がはかられるよう落葉樹を主体とする植栽を行う。
- ・ 現況の植生や施設整備状況により地区区分を行い、地区毎の取扱方針を定め、これに応じた多様性のある整備を行う。

平成 20 年（2008）には、北の丸公園の管理基本方針が策定。苑内施設利用に左右される現状に対し、公園としての自立性を強めること、そのための魅力づくりなどが課題としてあげられていた。

平成 25 年（2013）、②西部エリアについて策定された「千鳥ヶ淵環境再生プラン」においても、北の丸公園の課題と今後の方向性が検討され、「我が国の象徴としての皇居の森と一体化した森と水といきものの空間」として、「皇居内に見られるような常緑広葉樹林、雑木林、明るい草地などの多様な緑地が広がり、豊かな生物の生息場所となり、皇居の森との一体性が感じられる場所となる」ことを目標像として提示していた。

令和 2 年（2020）、「皇居外苑の利用の在り方に関する懇談会」が設置され、近年の経済のグローバル化、インバウンドの推進、デジタル社会の進展等社会状況の変化に応じた、利用の在り方が改めて検討された。

懇談会において、北の丸公園については、その成り立ちや性格が、皇居の東側に位置する正門前一带の空間とは異なるため範囲から外されたものの、「森林公園として開園した北の丸公園は、皇居を中心とした緑地の中でもっとも豊かな自然にふれあえる場所である。」など、今後の利活用検討に資する視点などが提起されている。

（２）森林公園の考え方

公園造営以降、50年以上の時を経て、都心において貴重な森林が形成され、この間の社会情勢の変化の中で、森林の機能のみならず都市のオープンスペースとしても重要な役割を果たすに至った。

今後も当初より構想されていた「清楚かつ品位ある樹木の多い公園」として、豊かな自然と歴史が織りなす「森林公園」において、多くの利用者が、休憩、散策、学び等を享受することを基本としつつ、社会、地域の多様なニーズにも応えていくことが期待される。

公園内には、江戸城を構成していた門や濠、石垣等や、旧近衛師団指令部庁舎など、公園造営以前の歴史、ドラマを物語る文化資源もあふれている。さらに、公園造営の時期を中心に建設された文化施設群が築50年以上経過しリニューアル、改修等の時期を迎えていることから、今後はこれら文化施設の運営や周辺の地域における諸活動とも連携を強化することにより、より多くの利用者に公園の魅力を伝えていくことが期待できる。



適度に手入れされた芝生で休憩（イメージ）



木漏れ日が降りそそぐ樹林を散策（イメージ）



身近な自然の中で江戸城などの歴史を学ぶ（イメージ）

写真：国民公園協会ホームページより転載

【皇居の森からつながる緑地空間】

北の丸公園ではモニタリング調査と、その結果を踏まえた植生の維持管理が継続されており、近隣・周辺の公園・緑地との連続性にも配慮してきたところ、皇居の吹上御苑や東御苑にも見られるような常緑広葉樹林や草地などの多様な緑地が広がっている。江戸城築城以降から残る濠や石垣はシンボリックな景観を構成しており、今後も、皇居の森との一体性、連続性を感じられるような空間形成を継続していく。

【都市における貴重な生物の生息地】

北の丸公園では園内の中央の樹林を配しているほか、水辺や草地など多様な自然環境を公園全体にパッチ上に分布させ、多くの生物の生息地を形成してきた。周辺ではホンダヌキやヘイケボタル等皇居の象徴的な生物も確認されているなど、生物相においても皇居の森と共通し、園内の生物多様性を向上させることが、皇居及びその周辺との一体性の確保、及び、生物の移動が可能なネットワークの形成に貢献していく。

既に自然観察の場として公園内外の多くのセクターに利用されているが、地域の生物多様性保全活動のモデルや人と自然の関わりを考える OECM の自然共生サイトへの登録等、森林公園の価値のさらなる向上を目指す。

【歴史的資源と自然景観を兼ね備えた学びの場】

歴史的資源の保存と継承、自然環境を活かした生物多様性の向上、等を同時に実現できる場所であり、近隣の住民、周辺のオフィス等の就労者、文化施設の来訪者等、多様な層の人々が、園内を巡り、歴史的資源や自然環境を見て、触れて、体感できる「学びの場」としての積極的な活用を図る。

【文化施設や周辺地域との連携等による諸活動、情報発信の拠点】

公園造営以降の社会情勢の変化の中で、公園に求められる機能、役割も大きく変化し、今後も多様なニーズに対応する必要がある。公園の機能強化や情報発信機能の強化に加え、文化施設の改修やリニューアルの機会を通じ、公園内外の各施設や地域の関係機関とも連携しながら、公益的な活動や、文化、科学、芸術の発信拠点としてもその機能強化を図る。

(3) 利用の基本方向

皇居外苑の中で、広大な芝生とクロマツ林などの象徴的な景観を有する「皇居の東側に位置する正門前帯の空間」に対して、北の丸公園は、「樹林を主体とした景観」、「多くの歴史的資源」、「多様な文化施設の配置」など、独自の魅力、特異性を有している。

今後の方向として、開園当時の構想等も踏まえつつ、森林公園としての機能や多様な文化施設の存在を活かし、憩いの場、学びの場として、広く一般国民に供されるのみならず、外国人観光客も含め、様々な人々が利用することが期待される。【基本方向1】

また、開園当時、オリンピック等のプロジェクトを背景に文化施設等が配置された経緯等も踏まえ、今後も、科学、文化、芸術などを国内外に発信する日本の中心地として、他の博物館、美術館とも広域的、機能的に連携し、日本の魅力発信に貢献することが望ましい。【基本方向2】

文化施設が配置されたことにより、政府の各府省だけでなく多様な主体が関わるエリアであり、また、皇居前広場地区に比べ、利用目的、利用者層も異なっている。

文化施設の利用者や、皇居等周辺を見学する外国人観光客など、国内外からの来訪者は周辺の他の施設も含めた周遊利用も多く、周辺との相互連携による観光全体への貢献も期待される。【基本方向3】

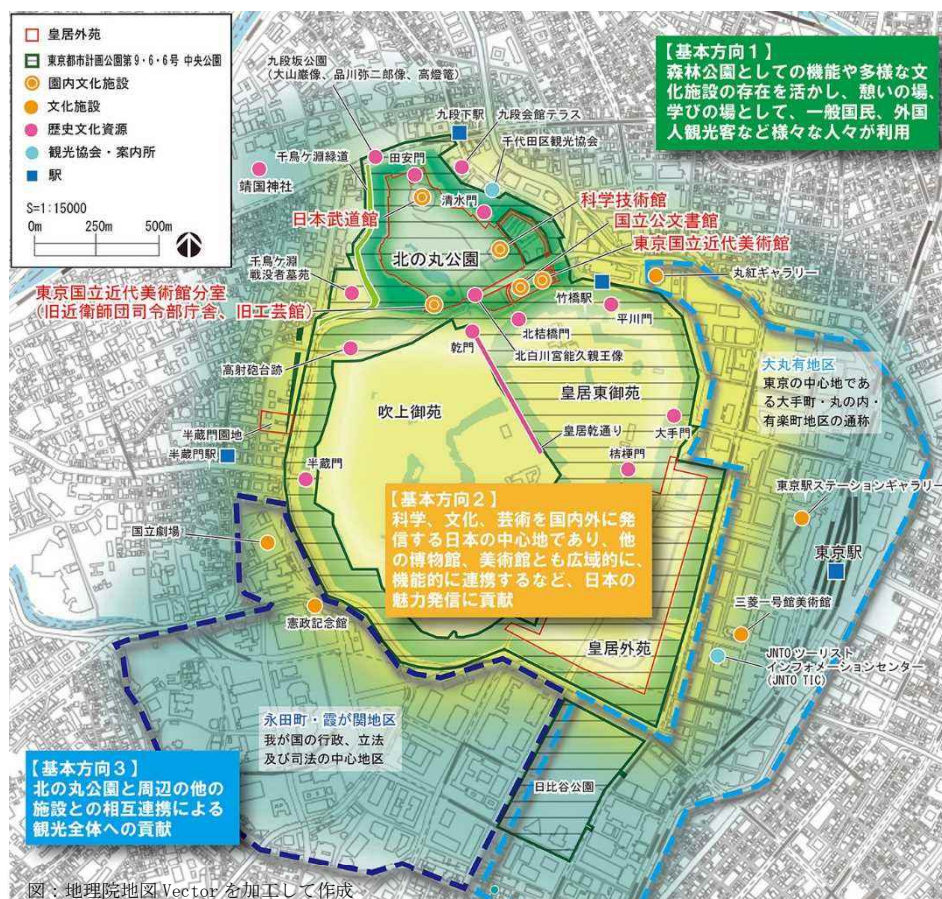


図7：北の丸公園の利用の基本方向

(4) 公園全体の利用の在り方

上述のような経緯を経て、現在の北の丸公園には都心において貴重な、自然とふれあえる空間が形成されてきた。

①休憩、休息の場としての森林公園

公園の中で利用の中心は、①中央部エリアの樹林と、②西部エリア外縁の常緑樹林に囲まれた、芝生広場であり、公園内の文化施設への来訪者や、公園外からの観光客等の来訪者、地域住民、周辺オフィス街に勤務する人々など、多様な利用者にとっての休息、休憩の場である。

②自然と親しむフィールド

これまでの整備の中で、中央部の樹林をはじめ、周辺には草地、水辺など多様な自然環境をパッチ上に配置してきた結果、これらの多様な自然環境は動植物の生息地となり、皇居の吹上御苑・東御苑や公園外の周辺の緑地とも連続する、地域の生物多様性保全上、重要な場所となっている。

今後も、生物相のモニタリング調査や外来生物対策等の保全管理を継続しながら、ガイド等による案内解説などの活動や多様な利用者層に対する情報発信を通じ、自然と親しむフィールドとしての機能充実が期待される。

③歴史文化的景観との一体性

江戸城址北部の濠と石垣に囲まれた北の丸公園には、田安門、清水門など風格と尊厳のある門をエントランスに配し、旧近衛師団司令部庁舎など近代的な建築など多くの資源にも恵まれている。文化財の修復・保全に配慮しながら、自然環境だけでなく文化的景観もあわせて享受できる空間形成が望まれる。

④文化施設

公園内には、これまで閣議了解による文化施設が複数配置されてきたが、国民公園において、このような施設が複数配置されていることは特異である。科学、芸術、文化等に関する国内外への発信拠点として役割を担う各施設においてその機能拡充を図り一般国民、外国人観光客など様々な人々の利用に供するとともに、公園の運営との連携強化を通じ森林公園の利活用促進への貢献が期待される。

⑤周辺との連携

公園に隣接する皇居東御苑を見学する外国人観光客もコロナ収束後、徐々に回復傾向にある。公園周辺には東京駅、大丸有など商業地域等もあり、交通アクセスにも恵まれていることから、公園内外の施設や周辺地域との連携促進・リソースの活用等によって、公園利用者に質の高いサービスが提供され、公園に適度な賑わいを創出することが期待される。



参考: 千代田区と(一財)モバイルスマートタウン推進財団による
「インバウンド観光推進に関するパートナーシップ協定」

⑥行事・イベントの充実

皇居外苑の中で北の丸公園には文化施設が配置され、学校生徒を対象とした春秋の遠足、夏休みのイベントや、卒業式・入学式なども行われている。屋外での行事等の実施要請もあるが、北の丸公園を含む皇居外苑においては閣議了解（昭和 27 年（1952））等により行事・イベント等について制約的に取り扱ってきた。当時の状況からの変化にも照らし、また、静謐^{せいひつ}の維持や生物の生息等に配慮しながら、実証事業等を踏まえながら国民公園にふさわしいイベント・行事についてのルールづくりを進めていく必要がある。

⑦インバウンド対応

広く一般国民の利用に供される公園として創設された国民公園は、観光にも供するものとして外国人受け入れ環境の整備等も行ってきた。近年かつてない数の外国人観光客を迎えておりインバウンド対応は喫緊の課題である。

文化施設の活動とも連携し、公園施設における多言語化や Wi-Fi 等の外国人への理解のためのツールの整備が不可欠である。北の丸公園の成り立ち、歴史も含め、公園内外の文化財、歴史資源など日本の文化とその魅力を外国人にも伝えていく取組みが期待される。

⑧学校教育等の利用

現状で、学校遠足など団体利用や、文化施設への来訪者に自然観察、環境教育プログラムのフィールドを提供する学びの場となっており、今後もこどもたちも安心して安全に利用できる空間を創出するべきである。

⑨災害時の避難場所等、地域のニーズに応じた利用

昼間の人口が 100 万人を超える皇居外苑周辺一帯において、北の丸公園を含む皇居外苑は、災害時の避難場所（ヘリポートの発着地等）としての機能、役割が割り当てられているなど、平常時とは異なる利用についても想定しておく必要があり、施設の整備や運営などの局面でも、常に防災意識の高揚に努めるなど、公益に資する取組みが期待される。

⑩賑わい創出に伴うマイナスの影響への対応

公園内で実施されるイベントについては、特別使用許可の要否にかかわらず、国民公園にふさわしいものであるべきであり、場所の性格から静謐への配慮が求められ、基本的に屋外での大音響のイベント等は実施すべきではない。

実施目的に照らし公益性を考慮するだけでなく、生物等への配慮の観点から、夜間のイルミネーション等も抑制的に扱うべきであり、質の高いサービス提供等により賑わい創出が見込まれるものの、利用者増に対しては巡視の強化、地元・警察等との協力などを通じ、マイナスの影響軽減に努める必要がある。

イベント・行事については、各施設で見込まれるイベント予定やその参加者数等の情報を共有するなどこれまで以上に関係機関の連携強化が必要となる。



⑧こどもの利用の促進の取り組み（イメージ）（こどもファスト・トラックの導入）

写真：環境省 新宿御苑管理事務所撮影



⑨災害を想定した施設整備（イメージ）（かまどベンチ）

写真：環境省 千鳥ヶ淵戦没者墓苑管理事務所撮影

(5) エリア別の利活用の方向

各エリアにおいて、保全や利用の促進を図るべき対象は異なり、エリアの特性に応じた「保全と利用の好循環」が期待される。

①中央部エリア及び②西部エリアは「^{せいぎ}静謐や生物生息に配慮しながら自然に親しむエリア」であり、③北部エリア及び④南東部エリアは「文化施設を中心に一定の賑わいを享受するエリア」として区分できる。

ただし、③北部エリア及び④南東部エリアにおいても、公園の外縁部に所在する樹林を考慮する必要があるなど、具体的な活動、整備等に際しては、現場の状況等に応じた配慮が求められる。

【^{せいぎ}静謐や生物生息に配慮しながら自然に親しむエリア】

森林公園の核心部であり、都心にありながら豊かな自然に親しむことのできる貴重なフィールドである。^{せいぎ}静謐の維持、生物の生息に配慮すべきエリアであり、特に、樹林等における行事・イベントについては抑制的に扱いつつも、公園内の他地区や周辺との連携等により適切に対応する必要がある。

①中央部（中央林地）

- ・様々な利用者層に多様なメニューが提供されており、これまでも多くの主体によって利活用されてきたが、今後はさらに文化施設とも連携しながら、多くの利用者に対し、森林の有する意義や森林公園の成り立ち・歴史など、様々な魅力を発信していくことが期待される。
- ・公園の管理主体である（環境省）北の丸分室（事務所）において、森林公園に関する情報発信に加え、文化施設との連絡・調整などの機能強化も期待される。
- ・中央のケヤキを主とする落葉樹林と芝生広場は公園の核心部であり、特に静謐の維持、生物の生息に配慮する必要がある。団体利用においては芝生の劣化等に注意が必要である。
- ・生物相調査モニタリングの継続、外来生物対策等を継続し、より質の高い保全管理を行いながら、公園利用にも資する OECM 空間を目指すことが期待される。

②西部（千鳥ヶ淵）

- ・堤上の樹林（中央部の落葉樹林とは異なる常緑樹を主体とする樹林であり、公園外の遠方からの眺望に配慮する必要がある）や濠など、水辺と緑が織りなす景観を享受できる空間とすることが期待される。
- ・行事・イベントについて、樹林等緑地においては抑制的に扱うが、利用動線上にある、③北部エリアの活用等も検討できる。春の観桜期等については、公園外（周辺）の関係機関とも連携・協力し、利用者の動向をみながら、適切に誘導する必要がある。③北部エリアとも連携・協力が必要である。

【文化施設を中心に一定の賑わいを享受するエリア】

文化施設への来訪を中心に既に一定の賑わいのあるエリアであり、各文化施設において科学、芸術、文化等を国内外へ発信する活動を継続しつつ、公園の核心部である①中央部エリア等への誘導など、公園全体への貢献、回遊性確保などが期待される。

行事・イベントについては、静謐や生物生息への配慮を要する他のエリアで制約されている事項の受け皿となる可能性も考えられる。

日本武道館と科学技術館の間にあり、中央園路（車道）の北東側にあたる「花木園」を中心とする地区については、中央の広葉樹林と外縁の常緑樹林との接続に配慮しながら、行事・イベントの

候補地とするなど有効活用も考えられる。

また、③北部エリア及び④南東部エリアには文化施設が所在し、施設内での実施も検討されるべきである。

さらに公園外の周辺との連携も考えられる（例えば、生物多様性保全に資する活動や、非常災害時の帰宅困難者を想定した防災訓練を、周辺の協力を得て実施する、など）。

③北部（九段下）

- ・③北部エリアの公園外の各施設とも連携し、歴史資源にふれながら、現代文化を楽しめるエリアである。
- ・築後 50 年以上を経過した日本武道館については改修、耐震化に対応済みである。長寿命化や耐震、改修への対応については受賞歴もあるなど、他の施設の参考となることが期待される。
- ・既存の休憩施設での情報発信を強化することにより、公園全体の活性化に寄与することが期待される。
- ・日本武道館等の行事予定とも調整しながら第3駐車場とその周辺における臨時的な施設の利用も検討できる。

④南東部（代官町通）

- ・③北部エリア同様、文化施設への来訪を通じ既に一定の賑わいのあるエリアである。
- ・文化施設（科学技術館、国立公文書館、東京国立近代美術館）はいずれも築後 50 年以上を経過し（東京国立近代美術館分室(旧工芸館)は 100 年以上経過）、建物の老朽化や耐震化への対応が求められている。展示の内容や機能等についても見直しを要するなど、耐震改修やリニューアル等が検討されており、機会をとらえ、公園の利用等への貢献、公園運営との一体化の模索が必要である。
- ・文化施設には、周辺（公園外）所在の企業等とのネットワークもあることから民間との連携模索も期待できる。
- ・従前より皇居（一般参観、東御苑）等との連続性があることから、さらにつながりの強化が期待される。
- ・東京駅から濠沿いを反時計回りに北上する代官町通りは、近年、外国人観光客も増えてきており、文化施設や周辺の関係機関とも協力しつつ、エントランスとしての機能を改善することにより公園の中心エリアへの誘導が期待できる。
- ・文化施設と環境省の北の丸分室が所在するエリアであり、公園全体の情報や魅力の発信などの機能の強化が不可欠である。

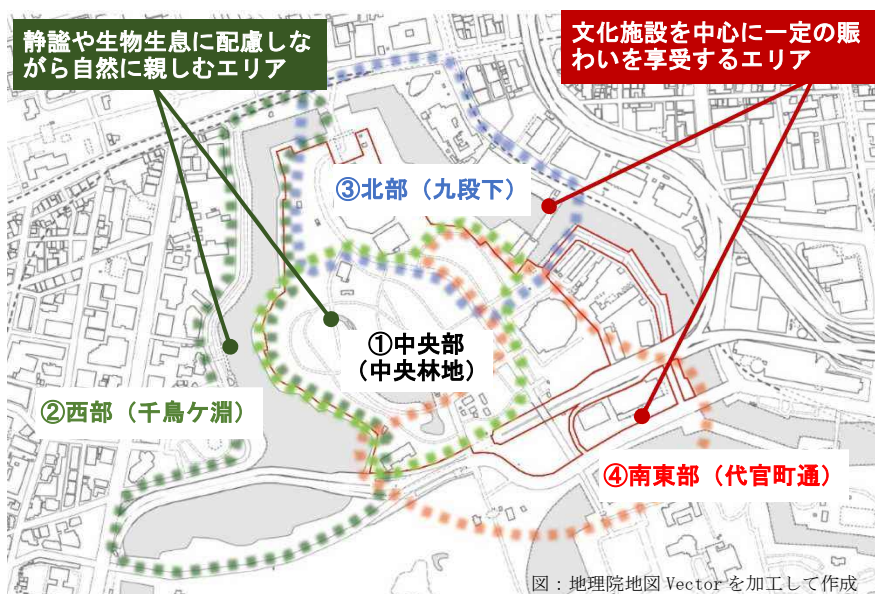


図 8：北の丸公園のエリア区分（再掲）

3 北の丸公園の利活用の考え方

これまで公園の利用目的は、文化施設や当該施設におけるイベントを目的とする利用が多く、公園のポテンシャルを活かしたイベントの実施や公園の魅力を伝える案内情報は乏しかった。今後は、公園のポテンシャルを活かしたイベントの実施や案内サービスの提供、情報の発信等により公園の魅力を伝え、来訪者の満足度を高めることを目指し、利活用を推進すべきである。

利活用の活性化に際しては、静謐^{せいひつ}な空間の維持に留意しつつ、各施設やエリアごとの特性を十分に考慮する必要がある。

なお、施設の整備や改修に際し、環境への負荷の少ない素材の使用に努めるほか、イベントの実施に際しては、美観や静謐^{せいひつ}の維持に加え、消費電力の節減、グリーン購入の推進、食品残渣や容器包装類の3Rの推進など、政府が進める環境対策の模範となることが求められ、あらゆる局面において地球環境保全に資する積極的なアクションが望まれる。

(1) 利活用の活性化

①ポテンシャルを活かしたイベント等の実施

公園のポテンシャルの活用の観点からは、都心のアクセス良好な立地にある森林公園として、季節ごとに変化する自然の豊かさに触れ、学ぶ機会を提供する観察・体験イベント等環境教育の場としての企画の充実などが考えられる。

【モデル的な実証事業の実施】

北の丸公園を含む皇居外苑でのイベントについては、閣議決定等により皇室行事等に限定されてきた。これまで屋外での行事・イベントを抑制的に扱ってきたことにより、静謐^{せいひつ}が保持され、大きな問題が生じなかったという面もあり、実際に相談案件の中には、音響機器等を用いて大きな音を発する行事など静謐への配慮が欠けている事案もある。

公園の魅力創出という観点から、一定の公益性が認められる、モデル的な実証事業を丁寧に進めながら、段階的・部分的に緩和していくことが望まれる。

モデル事業の実施に際しては、静謐や美観の維持への影響等について客観的に評価し、国民公園にふさわしい事例を積み重ねていく必要がある。

【時期に応じた対応】

一方、各施設が行事等を実施するような、利用者の多い時には、飲食提供などの需要もある。これらは公園利用者への利便性の向上に資するものであり、公園内の支障の少ない場所を、一定のルール化で開放することなども考えられる。なお、収益を伴う事業を導入する場合には料金の徴収方法など、国有財産使用に関し公益との整理が必要となることもある。

春の桜の開花時期に千鳥ヶ淵緑道が混雑するなど、公園の利用は周辺の影響を受けるが、周辺観光等の来訪者が北の丸公園の魅力を知るきっかけになることも期待でき、過密や混雑を避けながら、周辺の賑わいを引き込むなど、年間を通して平準化を図る取組みが望まれる。混雑等が予想される時期については、主催者等との事前の情報共有を徹底し、警察等と協力の上、体制を構築するなどにより適切に対応する。



観察・体験イベント等の環境教育(イメージ)



飲食提供(イメージ)

写真:国民公園協会ホームページより転載

②公園内外との連携促進、リソースの活用

【情報発信の重要性】

これまで公園内の施設間連携は乏しく、公園外の周辺との連携も必ずしも十分ではなかったが、今後は、公園に所在する文化施設や関係機関が望ましい利用のあり方について認識を共有し、標識・案内板などハード施設や、パンフレットなどの紙媒体、イベントや案内サービス、WEB 上など要所において、各々の役割を踏まえて来訪者に対して公園全体の魅力を発信することなどが考えられる。

公園内の文化施設の協力を得ながら、連絡調整や拠点としての役割を担う皇居外苑管理事務所、北の丸分室の機能を強化するとともに、今後、改修・リニューアルを行う、公園内の文化施設に対して公園に関する情報発信の強化や、公園内で展開される様々なプログラムに関する相談窓口を開設するなど、公園の利用面の機能強化が期待される。

【公園内外の連携促進】

また、共通テーマを模索し、効果的で意味のある連携が推進されるべきであり、継続性等を考慮すれば、公園内に閉じるのではなく、公園の豊かな自然や魅力向上、その発信を担う研究機関や教育活動等に関わる人材リソース等を公園外から受け入れるしくみの構築が求められる。ガイド育成のための研修等を通じた公園の魅力向上が期待される。

公園内の重要文化財等については、QR コード等のツールを整備するほか、現場において歴史や景観に詳しいガイド付きのツアーなどにより深く理解が促進されることが期待される。

生物多様性保全に資する外来生物対策を協働での実施や、周辺地域や地元自治体、日本武道館等の施設と連携した防災訓練などにより、関係者間の相互理解にもつながる。

【好立地を活かした多様な利用促進】

さらに、周辺の環境への関心の高い企業が集積し、国際会議等海外からの来訪者も多い立地を活かし、都心部の生物多様性保全拠点としても機能する北の丸公園の価値をビジネスや学術方面にもアピールし、MICE⁵利用の受け入れや民間投資を促す場として活用することなども考えられる。

③官民連携、協働のための枠組み構築

公園の運営や施設整備、維持管理について、相互に情報を共有し、各施設の管理運営に活かしていけるような枠組みづくりが重要である。

北の丸公園は国有地に立地した国民公園でありながら、官民の多様な文化施設を配置し、多様な利用者層の利用に供してきた。各地の都市部の緑地・公園において導入が進められている PPP⁶・PFI の優良事例なども参考に採り入れながら、利用者の満足度向上に資する取組みが検討されるべきであり、公園の管理主体である皇居外苑管理事務所、北の丸分室や文化施設の運営団体を含む関係者が継続的に連携するための枠組みの構築が必要である。

5 Meeting Incentive Convention Exhibition の略。主に企業のビジネス機会創出を目的として会議を誘致することで、開催地の経済波及効果やイノベーションの創出等が期待される。

6 Public Private Partnership の略。公共施設の運営や維持管理を民間との連携により行うことで、民間活用促進や効率化などの効果が期待できる。

このような枠組みを活かし、本報告書において提起されている事案について進捗等がチェックされ、公園利用の促進や現場の課題解決につなげていく必要がある。

さらに、公園の運営に関連する公園外の施設や、学校、活動団体など幅広いセクターがより積極的に参画でき、複数の文化施設が有するネットワークも活用されることがのぞましい。北の丸公園の魅力発信や利用促進について周辺地域とも連携した事業展開につなげ、持続的に運営されるものとすべきである。

（２）施設の整備・配置

公園内には、これまで閣議了解による文化施設が配置されてきたが、今後も各施設は科学、文化等の発信拠点として、一般国民、外国人観光客など様々な人々の利用に供するとともに、森林公園全体の利活用の促進に貢献すべきである。公園内に配置されるのは、今後も、国民公園にふさわしい、広く一般利用に供する公益性の高い文化施設、及び森林公園の利用、運営、維持管理に資する施設であるべきである。

公園開設後 50 年以上経過し、各施設においては、展示その他の機能に関する社会情勢、ニーズに応じた変更や、老朽化、耐震等対応のための建替、改修等、様々な対応が求められてきている。

重要文化財に指定されている旧近衛師団司令部庁舎（現東京国立近代美術館分室）をはじめ、日本武道館などの建築物は、森林公園の景観を構成する重要な要素でもあり、今後、科学技術館など文化施設が建築物の改修等を進める折には、公園にふさわしい設えが検討されるべきである。

①公園の基幹施設に関する留意点

公園の基幹施設については、利用動線を考慮の上、現状の配置を見直し、老朽化した既存施設を改修するなど、利用者の快適性、安全性を確保する。

年齢や国籍、障害の有無に関わらず様々な利用者にとって利用しやすいよう、ユニバーサルデザインに基づき、公園の景観としてふさわしい整備を行う。トイレなどの基幹施設におけるバリアフリー対応や、駐車場における特定車両の受入れのほか、各施設における車いすの貸出、筆談具の手配、弱視や聴覚障害等の利用者の公園案内のためのツール整備（アプリ導入、ユニバーサルデザインに配慮したマップ作成など）など、様々な観点から最大限の配慮に努める。

森林公園の開園時に創出され、周辺を取り囲む濠と一体となった緑や自然環境を形成している樹林については、皇居と一体となった公園の外からの樹林景観を維持し、動植物の生息環境や公園利用に適した樹林環境を考慮した植生管理、必要な樹林や水環境の整備を実施する。眺望に悪影響を及ぼしている樹木については適切に剪定し、枯損木や危険木の除去により利用者の安全確保に努めるなど、丁寧に修景・手入れを行う。また、ガイド付きツアーや自然観察などの諸活動における解説案内を考慮し、魅力的なフィールドの提供に努める。

公園入口

- ・公園南側の入口については、公園の隣接地を所管する関係機関等との調整により、竹橋駅方面や皇居東御苑からの来園者を導き、森林公園にふさわしい景観を創出できるよう、魅力向上に資するアクセスとしての根本的な改善を検討する。
- ・田安門と清水門については、北の丸公園の歴史を象徴する文化財として、保存・修復により維持・継承に努めながら、歴史的経緯や文化財としての価値の発信に積極的に努める。特に清水門については、安全・安心確保の観点から利用の取扱いを検討する。

駐車場、園路等

- ・各施設のイベント、学校行事など団体利用や観光バスなどの需要に応える駐車スペースを確保しつつ、非常災害時のヘリコプターの緊急離着陸や避難場所の利用、災害時の動線確保も想定し、都心部における貴重なオープンスペースとして機能を発揮させる。
- ・森林公園の公園利用や景観にふさわしい駐車場や公園中央の車両動線の在り方について、長期的に、施設の利用や必要とされる規模等を考慮し検討していく。

標識・案内板

- ・園内外の適切な誘導や情報提供を行うために、園内利用や景観に配慮しつつ、標識、案内板など配置や表示を利用者目線でわかりやすい内容にするよう検討する。
- ・表示内容については、外国人利用者を考慮した多言語化を進める。

休憩所、ベンチ等

- ・公園の主目的である休憩、休養のための施設として、各地区にふさわしいベンチを適切に配置するほか、文化施設の配置されている③北部エリアや④南東部エリアには飲食可能な休憩所を充実させて、公園や施設利用者へのサービスを向上させる。

照明施設

- ・北の丸公園は夜間閉鎖を行っていないが、基本的に夜間の利用を想定していないことから、この点についての情報発信時等に留意するとともに、動植物の生息環境への配慮等、エリアごとの特性に応じて必要な照度を最小限に抑える。

②文化施設等に関する留意点

【公園利用への貢献】

- ・各施設の展示や掲示板等において公園の歴史や自然に関する情報を紹介したり、公園内の他の文化施設の情報を相互に提供することなど、公園の利用の活性化に資する取組みが歓迎される。
- ・公園全体及び各エリアの課題に応じ、施設利用者のみならず公園利用に供する休憩所、売店、飲食店等の施設、スペースの充実等が期待される。休憩所や売店の態様等によっては国有財産の使用等に関し調整を行う必要がある。

【公園の様々な機能発揮への貢献】

- ・災害時に求められる公園の機能に対し、イベント時等に多くの利用のある文化施設とも連携し、有事の対応についても想定しておく必要がある。
- ・各施設の今後の改修・リニューアル等の機会において、森林公園の意義や歴史を紹介するなど、展示や活動等においても、公園とのつながり、連携が促進されることが望まれる。

【施設の建替・改修等に際して】

- ・建築物の建替え等に際しては、都市計画等の諸規制の調整を行う。
- ・各施設における収益事業については、国有財産の取扱い等に留意しつつ、施設運営に必要なもの、施設利用者及び公園利用者の利便性の向上に資するものとし、都市計画等の諸規制とも調和のとれたものとする。
- ・各施設が公園内に設置された経緯等も踏まえつつ、公園外の他の施設との機能分担に係る比較考量等が模索されることが望ましい。撤去跡地等が生じる場合には森林公園の利用活性化のために有効活用されることが望ましい。

【景観や自然環境への配慮】

- ・景観を構成する建築物として、公園にふさわしい設えが求められる。
- ・公園内外の周辺からの眺望や、既存建物、周辺の高木等の高さに配慮する。景観やまちづくり

に関連する千代田区の各種計画⁷には、清水濠などから日本武道館方向の眺望等に配慮が必要である旨が記載されている。）

- ・生物多様性保全上も重要なエリアである①中央部エリアや②西部エリアでは大規模な土地の改変を避けるなど、森林公園の中核となる自然環境の保全・創出に努める。
- ・既存の文化施設等が、既存敷地以外の場所を使用する場合には国有地における使用許可等の調整を行う。

さらに上記の他、各施設について下記の点に留意が必要と考えられる。

科学技術館

- ・今後の改修・再整備に際し、日本の文化、科学技術の発信機能強化

東京国立近代美術館分室（旧工芸館）

- ・重要文化財建造物として保存するとともに、一般利用や公園利用に供する公開等の利活用の方法の検討、情報発信、案内窓口等の機能の検討

国立公文書館

- ・新館建設後の北の丸での一般利用や公園利用に供する利活用の検討

7 「北の丸公園周辺地域基本構想(平成 29 年(2017))」中、「牛ヶ淵・清水濠 周辺ゾーン」のまちづくりの方向に関し、「水辺の歩行空間から北の丸の森の中に清水門、武道館の屋根の眺望を残す」と記載されている。また「九段下・竹橋エリアまちづくり基本方針（令和 4 年）」などにも記載されている。

北の丸公園の利用の在り方に関する検討会 開催要綱

1. 目的

近年、国民公園（皇居外苑、京都御苑、新宿御苑）では、訪日外国人旅行者も含め、多くの来園者を迎えていることから、それぞれの苑地が持つポテンシャルをさらに引き出し、国民公園としての一層の魅力向上と活用を図ることが、重要な課題となっている。

北の丸公園は、1963年（昭和38年）に皇居外苑の一部に編入し、森林公園としての整備が進められ、1969年（昭和44年）に開園・一般開放された。その後、半世紀にわたり幅広く利用されてきた一方で、施設・設備の老朽化、樹木の劣化など、多くの課題を抱えている現状にある。また、今後見込まれるインバウンドの回復、景観や自然環境に対する意識の向上、苑内に存在する科学技術館等の文化施設の動向など、様々な社会情勢に対応した国民公園として整備を進める必要がある。

このため、北の丸公園の特性を活かした更なる魅力の向上を目指し、北の丸公園の今後の利用の在り方に関する検討を行うため、有識者による検討会を開催する。

2. 検討事項

- (1) 皇居外苑の一部を形成するという特殊な性格や歴史的経緯を踏まえつつ、現代にふさわしい北の丸公園の利用の在り方及びその実施に際し留意すべき事項
- (2) その他目的の達成のために必要な事項

3. 構成

- (1) 検討会は、公園整備等に関する知見を有する各分野の有識者7名で構成する。
- (2) 検討会において必要とする場合には、検討事項に関係のある者をオブザーバーとして出席させることができる。

4. 運営

- (1) 検討会に、座長を置く。
- (2) 座長は、委員の互選により選出する。
- (3) 座長は、検討会の議事進行を行う。
- (4) 座長は、必要に応じて、委員以外の有識者等に対し、検討会への出席を求めることができる。
- (5) 座長は、自らが検討会に出席できない場合、委員の中から代理を指名することとする。
- (6) 検討会は原則公開とし、議事については議事概要を公開する。なお、資料についても原則公開とするが、公開することが不適切なものについては座長の判断で非公開とすることができる。

5. 事務局

検討会の事務局は、環境省自然環境局総務課国民公園室に置く。ただし、必要があると認められる場合は、事務の一部を委託することができる。

6. その他

上記の定めのない事項で検討会の運営に必要なものは、別に定める。

(附則)

この要綱は、令和5年2月28日から施行する。

北の丸公園の利用の在り方に関する検討会 名簿

岸井隆幸	一般財団法人計量計画研究所代表理事
篠沢健太	工学院大学建築学部まちづくり学科教授
鈴木誠	東京農業大学名誉教授
鳥居敏男	一般財団法人自然公園財団専務理事
西村幸夫（座長）	國學院大學観光まちづくり学部学部長
林良博	独立行政法人国立科学博物館顧問
矢ヶ崎紀子	東京女子大学副学長/現代教養学部国際社会学科教授

（五十音順、敬称略）

北の丸公園の利用の在り方に関する検討会 検討経過

会議名：北の丸公園の利用の在り方に関する検討会（第1回）

日時：令和5年（2023）3月23日（木）10：00～12：00

場所：日比谷国際ビルコンファレンススクエア 8階会議室

議題：（1）検討の背景・趣旨

（2）今後の利用の在り方

（3）今後のスケジュール

（4）その他

会議名：北の丸公園の利用の在り方に関する検討会（第2回）

日時：令和5年（2023）7月14日（金）13：00～15：00

場所：航空会館ビジネスフォーラム 7階会議室

議題：（1）団体ヒアリング

（2）文化庁からの報告等

（3）環境省からの報告等

（4）今後のスケジュール等

（5）その他

会議名：北の丸公園の利用の在り方に関する検討会（第3回）

日時：令和5年（2023）10月12日（木）10：00～11：30

場所：航空会館ビジネスフォーラム 7階会議室

議題：（1）北の丸公園の利用の在り方に関する検討会報告書（案）について

（2）その他